

小水力発電施設環境教育推進事業実施要領

令和4年2月14日付け 農整第1301号

第1 趣旨

第6次岐阜県環境基本計画において、「2050年までに県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする『脱炭素社会ぎふ』の実現」が位置づけられ、「脱炭素社会ぎふ」を支える人づくりの推進が求められている。

その一方で、農政部では再生可能エネルギーの導入による施設の維持管理費の低減を目指して「農業水利施設を利用した小水力発電施設」の整備を推進し、令和2年度までに19施設が稼働済みである。

今後は、これらの稼働済施設を活用して環境教育を実施することを通じ、「脱炭素社会ぎふ」を支える人づくりを推進する取組みについて支援を行う。

第2 事業の実施

小水力発電施設環境教育推進事業の実施については、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第3 事業の内容

応募団体が農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用して実施する環境教育に要する経費の補助

第4 実施要件

事業の実施に当たっては、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 環境教育を実施する小水力発電施設は、県内の農業水利施設や身近な水路等に設置されたものであること。
- (2) 実施する事業が、他の補助金又は交付金の対象とならないこと。
- (3) 事業主体は、事業の実施にあたり、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するよう努めるものとする。

※身近な水路等とは、幅1m程度の小河川、公園等の親水水路、地域用水等他目的にも利用されている農業水利施設等

第5 補助対象経費

応募団体が実施する環境教育に要する経費

(共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費)

第6 補助率

10分の10以内（ただし、予算の範囲内とする。）

補助金額は1事業あたり50万円を上限とする。

第7 事業主体

事業主体は地域団体等とする。地域団体等とは、県内に事務所を有する又は活動拠点を置く以下の団体とする。

- (1) 地縁団体
 - (2) 土地改良区、土地改良事業団体連合会、農業協同組合、農業法人
 - (3) 環境保全事業を行う特定非営利活動法人
 - (4) ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない任意団体
 - (5) 地域住民が中心となって、環境保全活動等を行う任意団体
- 任意団体については、以下の要件を具有しているものとする。
- ・団体の代表者、役員、構成員、事務局、代表者の代表権の範囲が定められていること。
 - ・団体の意思決定方法が定められていること。
 - ・団体の事務及び会計処理の方法が定められていること。
- ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と密接な関係にある団体は事業主体となれない。

第8 事業の採択及び通知等

- 1 事業を実施しようとする団体は、事業採択申請書（様式第1号）、実施計画書（様式第2号）、及びその他必要な書類を添付して、事業の実施場所を所管する農林事務所長（以下「所長」という。）を経由し知事に提出する。
- 2 知事は、提出された実施計画書等を審査し、事業の実施が適当であると認めた場合は、事業採択承認書（様式第3号）により、所長を経由して通知するものとする。

第9 補助金の交付申請

- 1 事業主体は第8の2の通知を受けたら、すみやかに要綱第4条の規定に基づく補助金交付申請書を、所長に提出するものとする。
- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類の欄に定める「小水力発電施設環境教育推進事業実施要領に定める書類」は、実施計画書（様式第2号）とする。
- 3 所長は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

第10 事業計画の変更

- 1 年度途中において、事業計画を変更（軽微な変更を除く。）、追加又は廃止する必要が生じたときは、事業採択申請書（変更）（様式第5号）により、所長を経由し知事に申請しなければならない。
- 2 事業計画の変更が必要となる変更は、以下のとおりとする。なお、要綱別表第2の事業の内容の変更欄に掲げるその他この要領に定める変更も同様とする。
 - (1) 事業内容の著しい変更
 - (2) 補助金の額の増額変更
- 3 知事は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、計画変更承認通知書（様式第6号）により所長を経由し通知する。

第11 補助金の変更交付申請

- 1 事業主体は、補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに、補助金変更交付申請書（様式第7号）に次の書類を添付し、所長に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) 補助金交付決定通知書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により通知する。

第12 実績報告

- 1 事業主体は、要綱第8条の規定による実績報告書を作成し、所長に提出するものとする。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「小水力発電施設環境教育推進事業実施要領に定める書類」は、実施実績書（様式第9号）とする。
- 3 所長は、第1項の規定による実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第10号）により通知する。

第13 その他

- 1 知事は、事業計画の承認にあたり、必要に応じて現地の調査等を実施する。
- 2 知事は、事業の推進上必要と認める場合には、事業主体に対し報告を求めることができる。
- 3 知事は、事業実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。

附 則

この要領は、令和4年度予算に係るものから適用する。